

## マップ・リーダー（地図専門指導者）認定要領

### （趣旨）

第1条 人々の地図に対する理解を深め、社会における地図の利活用を活発化し、世の中に地図の楽しさを広めるためご活躍いただくことを期待して、一般財団法人日本地図センター（以下「センター」といいます）は、地図の普及啓発に関する活動について豊富な実務経験を有し、かつ、一定の知識と能力を有すると認められる方を、この要領に定めるところに基づき、マップ・リーダー（地図専門指導者）（以下「リーダー」といいます。）に認定します。

### （認定の方法）

第2条 センターは、地図の普及啓発に関する事業活動に一定期間以上従事した方であって、センターが実施する所定の研修を修了した方をリーダーに認定し、認定証を発行するとともにバッジを贈呈します。

2 地図に関して抜群の知識を有する者としてマップ・リーダー（地図専門指導者）認定要領細則（以下「細則」といいます）で定める方は、前項の地図の普及啓発に関する事業活動に一定期間従事した方と見なします。

### （認定に必要な活動）

第3条 前条の地図の普及啓発に関する事業活動とは、地図の利用者を対象として、専門知識に基づき、地図に関する情報の提供、地図の利用方法の指導などを継続的に、または繰り返し行う活動であって、細則で定めるものとします。

### （認定に必要な期間）

第4条 第2条の一定期間とは、少なくとも1年以上の期間であって、細則で定める期間とします。

### （研修）

第5条 第2条の研修は、リーダーとして必要な地図に関する知識についての講義を主体としたものとします。講義の科目および講義時間数は、細則で定めます。

### （フォローアップ研修）

第6条 センターは、リーダーに認定された方を対象として、スキルアップのためのフォローアップ研修を実施します。フォローアップ研修は何回でも受けることができます。研修の内容は、細則で定めます。

### （上級マップ・リーダー）

第7条 センターは、リーダーに認定された方であって、センターが公益財団法人国土地理協会との共催で実施する地図地理検定において優秀な成績を収められた方、およびこれと同等以上の地図に関する知識を有すると認められる方、ならびに第6条のフォローアップ研修を修了された方を上級マップ・リーダー（上級地図専門指導者）（以下「上級リーダー」とい

ます。)に認定し、認定証を発行するとともにバッジを贈呈します。上級リーダーの種類とその要件は、細則で定めます。

(認定の申請)

第8条 リーダーまたは上級リーダーの認定を受けようとする方の申請方法は、細則で定めます。

(受講料)

第9条 第2条の研修及び第6条のフォローアップ研修は有料とし、その額は、細則で定めます。ただし、センターの理事長が特に認めた場合は、無料とすることがあります。

(認定の取り消し)

第10条 虚偽の申請によって認定された方、またはリーダーとしての信用を著しく失墜させた方は、リーダーの認定を取り消される場合があります。

(その他)

第11条 この要領の実施に必要な細目は、細則で定めます。

附則 この要領は、平成20年7月7日から施行します。

附則 改正 平成21年9月15日

附則 改正 平成26年8月19日

## マップ・リーダー（地図専門指導者）認定要領細則

（地図の普及啓発に関する事業活動および認定に必要な期間）

第1条 マップ・リーダー（地図専門指導者）認定要領（以下「要領」といいます。）第2条第2項で規定する細則で定める方は、一般財団法人日本地図センター（以下「センター」といいます）が公益財団法人国土地理協会との共催で実施する地図地理検定（以下「検定」といいます）において地図地理力博士または準地図地理力博士に認定された方とします。

2 要領第3条で規定する細則で定めるものは、次の各号のとおりとします。また、第4条で規定する細則で定める期間は、各号ごとに従事した期間にかっこ内の係数を乗じて得た期間を合算した期間が1年間となる期間とします。なお、かっこ内の数値は、センターの理事長が特に必要と認める場合は変更することができます。

- 一 小学校、中学校、高等学校などにおいて、社会を含む教科を担当する教員として勤務すること（0.1）
- 二 中学校、高等学校などにおいて、地理を担当する教員として勤務すること（0.2）
- 三 大学において、地理学またはこれに相当する分野を担当する専任教員として勤務すること（0.2）
- 四 大学において、地図学またはこれに相当する科目の講義をする兼任の教員として勤務すること（0.2）
- 五 図書館、博物館などにおいて、地図および地図に関する図書を含む各種の資料の管理、情報サービスなどの業務（司書として行う業務を含む。）に従事すること（0.2）
- 六 書店などの地図売り場において、地図および地図に関する図書の販売に従事すること（0.5）
- 七 書店などにおいて、地図および地図に関する図書を含む各種の書籍などの販売に従事すること（0.1）
- 八 出版社などにおいて、地図または地図に関する図書の企画、編集などの業務に従事すること（0.5）
- 九 地図に関する著作活動を行い、2冊以上の単行本または20編以上の記事を上梓すること（0.5）
- 十 地図の企画、製作その他地図の調製に関する業務に従事すること（0.2）
- 十一 旅行業務取扱管理者、自然公園のレンジャーまたは指導員、山岳ガイド等として、地図およびその知識を活用する業務に従事すること（0.2）
- 十二 その他センターの理事長が前各号に準ずると認める活動を行うこと（センターの理事長がその都度定める係数）

（講義の科目）

第2条 要領第5条に規定する講義の科目は、次のとおりとします。また、講義時間数（実習、見学を含みます。）は、合計4時間以上とします。

- 一 地形図の図式
- 二 地形図の読図
- 三 地名と注記

- 四 地図と法律
- 五 地図と GIS
- 六 地理院地図と電子地形図
- 七 特別講義

(フォローアップ研修の内容)

第3条 要領第6条に規定する研修の内容は、地図を用いた野外巡検を主体とするものとします。

(上級マップ・リーダーの種類と要件)

第4条 要領第7条に規定する上級マップ・リーダーの種類と要件は、次の各号のとおりとします。

- 一 マップ・リーダー・ファイブスターズ (五つ星地図専門指導者)  
検定において地図地理力博士に認定された方、または地図地理検定委員会の委員として4年以上在任された方
- 二 マップ・リーダー・フォースターズ (四つ星地図専門指導者)  
検定において準地図地理力博士に認定された方、または地図地理検定委員会の委員として2年以上4年未満の間在任された方
- 三 マップ・リーダー・スリースターズ (三つ星地図専門指導者)  
検定において地図地理力1級に認定された方、地図地理検定委員会の委員として2年以上4年未満の間在任された方、またはフォローアップ研修を3回以上修了された方
- 四 マップ・リーダー・ツースターズ (二つ星地図専門指導者)  
検定において地図地理力2級に認定された方、またはフォローアップ研修を1回もしくは2回修了された方

(認定の申請)

第5条 マップ・リーダーの認定を受けようとする方は、氏名、ふりがな、生年月日、要領第2条の研修の受講希望年月日その他必要な事項を記載した認定申請書を、既にマップ・リーダーに認定されている方であって上級マップ・リーダーの認定を受けようとする方(既に上級マップ・リーダーに認定されている方であって、更に上位の上級マップ・リーダーの認定を受けようとする方を含みます。)は、氏名、ふりがな、生年月日、要領第2条の研修を受講した年月日、認定を受けた検定の実施年月日と認定の内容、要領第6条のフォローアップ研修を受講した年月日、その他必要な事項を記載した認定申請書を、センターに提出していただきます。

(受講料)

第6条 要領第9条に規定する第2条の研修の受講料は、6,000円とします。ただし、次の各号に掲げる場合の受講料は、6,000円にそれぞれかっこ内の係数を乗じた額とします。

- 一 地図倶楽部の会員、「地図中心」の定期購読者が受講する場合 (0.5)
- 二 センターの理事長が指定する団体の会員(会員が法人の場合は、当該法人に所属する個

人 2 名以内に限りまゝ。) が受講する場合 (0.5)

三 センターの理事長が地図の普及啓発に関して著しい功績があったものと認めた方が受講する場合 (0.5)

2 要領第 9 条に規定する第 6 条のフォローアップ研修の受講料は、野外巡検のコース等を勘案し、その都度、理事長が定めるものとします。

附則 この細則は、平成 19 年 6 月 7 日から施行します。

附則 改正 平成 20 年 10 月 10 日

附則 改正 平成 21 年 9 月 15 日

附則 改正 平成 26 年 8 月 19 日

附則 改正 平成 27 年 8 月 25 日

附則 改正 平成 28 年 8 月 23 日

※※ 研修プログラム (例：第 12 回)

- 10 : 30 ~ 10 : 50 ガイダンス
- 10 : 50 ~ 11 : 20 地形図の図式
- 11 : 20 ~ 11 : 50 地形図の読図
- 11 : 50 ~ 12 : 50 - 昼休み -
- 12 : 50 ~ 13 : 20 地名と注記
- 13 : 20 ~ 13 : 50 地図と法律
- 13 : 50 ~ 14 : 00 - 休憩 -
- 14 : 00 ~ 14 : 30 地図と GIS
- 14 : 30 ~ 15 : 20 地理院地図と電子地形図
- 15 : 20 ~ 15 : 30 - 休憩 -
- 15 : 30 ~ 16 : 20 特別講義
- 16 : 20 ~ 16 : 40 質問・意見交換等
- 16 : 40 ~ 16 : 50 修了式
- 17 : 30 ~ 19 : 00 交流会 (任意参加)

※※ 認定証の記載例

- 1) あなたは、地図の普及啓発に関して豊富な実務経験を有し、かつ、平成〇年〇月〇日実施第〇回マップ・リーダー研修を修了されたので、マップ・リーダー (地図専門指導者) に認定し、マップ・リーダー・バッジを贈ります。
- 2) あなたは、地図の普及啓発に関して豊富な実務経験を有し、かつ、平成〇年〇月〇日実施第〇回マップ・リーダー研修を修了され、さらに、平成〇年〇月〇日実施第〇回地図地理検定において地図地理力博士に認定されたので、マップ・リーダー・ファイブスターズ (五つ星地図専門指導者) に認定し、マップ・リーダー・バッジ・ファイブスターズを贈ります。

- 3) あなたは、地図の普及啓発に関して豊富な実務経験を有し、かつ、平成〇年〇月〇日実施第〇回マップ・リーダー研修を修了され、さらに、平成〇年〇月〇日から今日まで地図地理検定委員会の委員として4年以上在任されましたので、マップ・リーダー・ファイブスターズ（五つ星地図専門指導者）に認定し、マップ・リーダー・バッジ・ファイブスターズを贈ります。
- 4) あなたは、地図の普及啓発に関して豊富な実務経験を有し、かつ、平成〇年〇月〇日実施第〇回マップ・リーダー研修を修了され、さらに、平成〇年〇月〇日実施第〇回地図地理検定において準地図地理力博士に認定されましたので、マップ・リーダー・フォースターズ（四つ星地図専門指導者）に認定し、マップ・リーダー・バッジ・フォースターズを贈ります。
- 5) あなたは、地図の普及啓発に関して豊富な実務経験を有し、かつ、平成〇年〇月〇日実施第〇回マップ・リーダー研修を修了され、さらに、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで地図地理検定委員会の委員として2年以上4年未満の間在任されましたので、マップ・リーダー・フォースターズ（四つ星地図専門指導者）に認定し、マップ・リーダー・バッジ・フォースターズを贈ります。
- 6) あなたは、地図の普及啓発に関して豊富な実務経験を有し、かつ、平成〇年〇月〇日実施第〇回マップ・リーダー研修を修了され、さらに、平成〇年〇月〇日実施第〇回地図地理検定において地図地理力1級に認定されましたので、マップ・リーダー・スリースターズ（三つ星地図専門指導者）に認定し、マップ・リーダー・バッジ・スリースターズを贈ります。
- 7) あなたは、地図の普及啓発に関して豊富な実務経験を有し、かつ、平成〇年〇月〇日実施第〇回マップ・リーダー研修を修了され、さらに、マップ・リーダーフォローアップ研修を3回以上修了されましたので、マップ・リーダー・スリースターズ（三つ星地図専門指導者）に認定し、マップ・リーダー・バッジ・スリースターズを贈ります。
- 8) あなたは、地図の普及啓発に関して豊富な実務経験を有し、かつ、平成〇年〇月〇日実施第〇回マップ・リーダー研修を修了され、さらに、平成〇年〇月〇日実施第〇回地図地理検定において地図地理力2級に認定されましたので、マップ・リーダー・ツースターズ（二つ星地図専門指導者）に認定し、マップ・リーダー・バッジ・ツースターズを贈ります。
- 9) あなたは、地図の普及啓発に関して豊富な実務経験を有し、かつ、平成〇年〇月〇日実施第〇回マップ・リーダー研修を修了され、さらに、平成〇年〇月〇日実施第〇回マップ・リーダーフォローアップ研修を修了されましたので、マップ・リーダー・ツースターズ（二つ星地図専門指導者）に認定し、マップ・リーダー・バッジ・ツースターズを贈ります。
- 10) あなたは、地図の普及啓発に関して豊富な実務経験を有し、かつ、平成〇年〇月〇日実施第〇回マップ・リーダー研修を修了され、さらに、平成〇年〇月〇日実施第〇回地図地理検定において地図地理力2級に認定され、加えて、平成〇年〇月〇日実施第〇回マップ・リーダーフォローアップ研修を修了されましたので、マップ・リーダー・スリースターズ（三つ星地図専門指導者）に認定し、マップ・リーダー・バッジ・スリースターズを贈ります。